

平成 28 年度 第 1 回 葛飾区入札監視等委員会議事概要

1 日 時 平成 28 年 10 月 26 日 (水) 午前 10 時 00 分から
午前 12 時 18 分まで

2 場 所 葛飾区役所 7 階 入札室

3 出席者

委 員 西村孝一委員、轟朝幸委員、佐藤伴和委員 (全員出席)
事務局 赤木登総務部長、佐々木健二郎契約管財課長ほか契約管財課職員 5 名

4 概 要

(1) 開会<委員・事務局紹介 (敬称略) >

西村 孝一	弁護士
轟 朝幸	日本大学理工学部教授・工学博士
佐藤 伴和	税理士

(2) 委員長及び同職務代理の選出

- 委員長選出 互選により、委員長は西村委員に決定した。
委員長の指名により、委員長職務代理は轟委員に決定した。

(3) 庶務報告

ア 傍聴人について

事務局より傍聴人はなかった旨報告

イ 平成 27 年度第 2 回委員会議事概要の公表について

事務局より平成 27 年度第 2 回委員会議事概要を調製し、区ホームページにて公表した旨報告した。

【質 疑】

質疑なし。

(4) 議 事

ア 平成 28 年度入札契約等執行状況 (平成 28 年度上半期) について

事務局より平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 8 月 31 日までの間の入札及び契約手続の運用状況等について報告を行った。

【質 疑】

質疑なし。

イ 指名停止措置の運用状況について

事務局より平成28年4月1日から平成28年8月31日までの間の3件の指名停止措置の運用状況について報告を行った。

【質疑】

委員A 落札後辞退が2件あるが、理由はそれぞれどのようなものだったのか。

事務局 1件目の次亜塩素酸ナトリウムほかの購入については、品名中のピューラックスが第2類医薬品であったため、医薬品販売の許可が必要であったが、医薬品ではないピューラックス-Sと誤認し応札してしまったため、納品は不可能として辞退の申し出があったものである。

3件目の生ごみ収集運搬及びリサイクル等委託については、仕様書の条件に、自社の生ごみ処理施設で処分することとしていたが、これを見落とし応札したもので、自社の生ごみ処理施設を有していないことから履行不可能として辞退の申し出があったものである。

委員A 医薬品のピューラックスについては、仕様書に医薬品販売の許可が必要である旨記載があったのか。また、何に使うものなのか。

事務局 仕様書には、許可が必要との明示はなく、ピューラックス-Sとの表示だけであった。殺菌消毒用の薬剤である。

委員A これまでも、許可の関係で同様なケースがあったのか。

事務局 薬剤に関しては、今まで無かったと思われる。

委員C 責任としては、誤認した受注者にあるということか。

事務局 仕様書を読み誤ったもので、錯誤として取り扱ったものである。

委員A 何社かの競争であったのか。また、他の業者は許可を持っていたのか。いずれの業者が落札しても同様な事が生じたということはないか。

事務局 競争入札を行っており、他の業者は許可を所持していたと思われる。

委員A 入札にあたっては当然に注意すべき事項で、ケアレスミスとして受注者側の責任ということか。

事務局 そのとおりである。今回は1月の指名停止としたものである。

委員A 生ごみ収集運搬及びリサイクル等委託も同様に、基本的な事項と思われるが、仕様書には条件が明記されていたのか。

事務局 仕様書に、「受注者は、指定する施設から生ごみを回収し、自社生ごみ処理施設に搬入する。」と明記されている。本来ならば自社施設を有していなければ辞退すべきであり、見落としたことは重大な責任である。また、区に与えた影響が大きかったことで、3月の指名停止としたものである。

委員B いずれも、指名競争入札と思われるが、指名の際は、条件を満たしている業者を指名しているわけではないのか。

事務局 指名競争入札で実施したが、自社施設を所有しているかまでは把握できていないのが現状である。方法としては、公募型指名競争入札も考えられるが、

希望する業者が少ないと見込まれたため、今回は履行可能であろうと思われる業者を選定し、競争性を担保したものである。

委員C 指名停止に至るまでの手続き、プロセスはどのような流れとなるのか。
業者から事実が判明したので、自発的に辞退の申し入れがあったのか。

事務局 今回のケースでは、契約書を渡す際に、こちらから自社施設を有しているかを確認したところ、仕様書を見誤り積算していたことが発覚したものである。その後当該業者から仕様書に基づく履行が不可能として辞退届が提出されたので、あらためて業者のヒアリングを行い、事実関係を確認したうえで、内部で検討し、錯誤による入札として指名停止としたものである。

ウ 入札参加除外措置の運用状況について

事務局より平成28年4月1日から平成28年8月31日までの間の入札参加除外措置を適用した案件はなかった旨報告を行った。

【質疑】

質疑なし。

エ 低入札価格調査制度の運用状況について

事務局より平成28年4月1日から平成28年8月31日までの間の低入札価格調査制度を適用した事案1件の運用状況について報告を行った。

【質疑】

委員C これまで、低入札価格調査委員会において、該当業者を落札者としなかった事案はあるのか。

事務局 今のところ、事案はない。

委員B これまでの低入札案件で、契約後業者を変更したとか、下請業者への圧力であるとか問題が生じた事案はあるのか。

事務局 これまで施工上粗悪な工事であったとか、下請等とトラブルになったというような報告は受けていない。低入札となった事案については、その分工事主管課がしっかりと管理・監督を行うこととしている。また、その履行確保を含め、誓約書を徴している。

委員B 今回コスト削減の内容として、協力会社との連携とあったが、そちらの方も問題ないということか。

事務局 古くからの付き合いがあり、信頼関係をしっかりと築けている協力会社だと報告を受けている。

委員A 駐輪場と駐車場の整備ということだが、工事概要はどのようなものか。

事務局 もともとあった旧水元体育館を解体し、更地としたところに、アスファルト舗装等により、駐車場を整備し、屋根を設置して駐輪場を整備するものである。

委員A 協力会社とは、下請業者に使用するという事か。下請業者について、契約の履行形態であるとか、その条件として規制はあるのか。

事務局 協力会社を下請に使用するという事である。下請業者については、建設業法に定められている一括下請けの禁止等の規制はあるが、その他特段の規制はない。ただし、下請の金額によって、技術者の配置基準が変わってくるため、下請業者について、施工体制台帳の提出を義務付け、発注者側も内容を把握することができるようになっている。

委員A 落札した以降、実際の具体的な施工までに明らかになってくるということか。

事務局 そのとおりである。

委員A 低入札価格調査制度を設定する事案は、要綱等で定められているものと思われるが、実際にはどのように決めるのか。

事務局 予定価格が1億5千万円以上の工事案件については、低入札価格調査制度を適用し、1億5千万円未満の工事案件については、最低制限価格を設定している。

委員A 他の案件で、かなり落札率の低い事案が見受けられるが、制度が異なるのか。

事務局 工事については、履行確保の観点から、低入札価格調査制度若しくは最低制限価格を適用しているが、その他の委託については、一般競争入札で行う、概ね1億円以上の建物総合管理業務委託のみ、最低制限価格を設けている。

委員C 予定価格と調査基準価格は、どのように設定され、どの場合に適用するのか。

事務局 予定価格については、工事主管課において、積算システムにより、国や東京都の設計労務単価に準じた積算単価を用い、数量を乗じて積算している。また、今回の低入札調査基準価格や最低制限価格については、予定価格の10分の7から10分の9の範囲の中で設定することとなっており、当区の算定式にあてはめて積算することとなっている。例えば、直接工事費×何%、共通仮設費×何%、現場管理費×何%といった金額を積み上げることにより設定されている。なお、この算定式については公表されているが、算定式に基づき積算された基準価格や最低制限価格については、非公表となっている。入札の際には、予定価格及び基準価格等は設定されているが、予定価格のみが公表されている状況で、業者は入札に応じることとなる。そして、基準価格を下回った場合に、この調査制度が適用されるという仕組みである。

オ 抽出審議について

平成28年4月1日から平成28年8月31日までの間の入札及び契約手続のうち、担当委員である西村委員が抽出した、制限付一般競争入札1件、公募型指名競争入札2件、

指名競争入札 5 件、特命随意契約 3 件の合計 11 件について事務局より入札経過等の説明を行った。

【工事及び設計等委託の主な質疑等（一括説明・個別審議）】

【工事 NO. 1119 葛飾区金町保健センター内装改修その他工事】

（施工能力審査型総合評価一般競争入札）

- 委員 A 非常に落札率が高い。「何故」というのが率直な感想だ。
- 委員 B 関連するかもしれないが、落札者以外は全て辞退となっている。辞退の理由はどのようなものか。
- 事務局 辞退者全て、予定価格を超過したためとのことであった。今回の入札は、委員から指摘があったとおり、落札率が非常に高い結果となっている。事務局としては、入札参加業者にとって予定価格がかなり厳しく、唯一落札者が予定価格内での履行が可能となったものと推察している。
- 委員 C 辞退した業者は、葛飾区の地域とは離れた場所にある会社なのか。
- 事務局 いずれの業者も、区内業者である。
- 委員 A 辞退した業者は、入札の時点では予定価格より低い金額で応札して、その後辞退という流れになるのか。
- 事務局 本件は、施工能力審査型総合評価一般競争入札であるため、まず公告をした際に、この 4 者の応募があった。その後指名を受け、起工書等を確認し積算した結果、予定価格では折り合わず、辞退札を入れたという流れである。
- 委員 A 辞退した 3 者が、どの程度の金額で積算したかは、分からないのか。
- 事務局 そのとおりである。
- 委員 A この内容で、競争性が担保されているのかどうか。判断が付かない。
- 事務局 事務局としては、一般競争入札を実施し、電子入札で参加業者が分からない状況で行っている。その競争の結果、3 者は予定価格超過のため辞退し、落札者だけが予定価格内での応札が可能であったという状況であるため、競争性は担保されていると考えている。
- 委員 A 電子入札ということで、手を挙げている業者があつて、その中で厳しい予定価格をクリア出来た業者が落札したということであれば、その限度で、一定の競争性は担保されているということなのであろう。予定価格がかなり厳しいものだったのか。
- 事務局 そのように、推察される。

【設委 NO. 1219 都市計画道路補助第 276 号線（隅田橋）ほか土質調査委託】

（指名競争入札）

- 委員 C 委託については、落札率が低いものが多い。安い分には、入札制度は機能しているのであろうと思われるが、直接の原価を、会社によって異なった見

方をするのか、工事ものとは明かに性質が異なると毎回感じている。

事務局 委員指摘のとおり、調査委託や設計委託については、非常に落札率の低い案件が見受けられる。前回の委員会でも説明させていただいたが、恐らく企業戦略のひとつとして、人工が掛かるような仕事については、社員を有効活用して行うことで、経費を節減しているのではと推察している。

委員C 履行期限が9月8日までで、既に履行を終えていると思われるが、特に履行上の問題は生じていないか。

事務局 特に問題なく完了している。なお、設計等委託については、工事と同様に成績評価を実施しているが、その結果も決して低い評点ではなかった。

委員B 評定点は低くないとのことだが、工事よりは、設計や調査そのものの質が、後々まで響くことがあるため、あまりにも競争が厳しくて、良い仕事が出来ないような状況となるのは、避けたいところだ。非常に気になっている。

事務局 例えば、学校等の改築については、設計等も大規模となり、委員指摘のとおり、その設計の出来、不出来が後々の工事等に大きく影響してくると思っている。そのため、近年では、プロポーザル方式を取り入れ、価格のみによらず、提案型で技術力を競う方法により、業者選定を行っている事案もある。

委員A この土質調査の結果が、後々の土木工事に反映されるということか。

事務局 そのとおりである。

委員A 実際の土木工事の発注に際して、当初設計した内容では、施工できないといったことはないのか。

事務局 土木工事においては、掘ってみないと分からない部分もあり、実際に掘ってみて想定と異なっていたため、設計変更を行うことはある。

委員B 出来るだけ設計変更は避けるべきだ。設計変更により、契約金額が大幅に増額してしまえば、当初の入札の競争性を損なうこととなる。そういう意味でも、私は調査や設計は非常に重要だと考えている。

委員A 設計等委託については、低落札率が近年続いており、財政的には良いが、設計の内容は、工事や建築物の仕様に非常に大きく影響してくる。低入札の審査について、何かの形で工夫していく必要があるのではと思われる。

[設委 NO. 1483 金町地区センター改修工事実施設計業務委託]

(公募型指名競争入札)

委員A 落札した業者と二番札が1,000万円を切る低入札金額で、他の者は1,200から1,800万円の間で入札しており、高低差が目立っている。これはまだ履行中の事案なのか。

事務局 履行期限が平成29年2月28日までとなっているので、まだ履行中の案件である。

委員C この落札業者は、本件設計業務委託の完了で終了するのか。この後、第2、

第3と他の業務に繋がるということはないのか。

- 事務局 本件設計業務委託で終了であり、次の業務に繋がるという事はない。
なお、落札業者の状況であるが、過去にも本区の設計業務を受注しており、近年の成績評定をみても低い業者ではなく、問題なく履行をしている。
- 委員B 本件の予定価格は、どのように積算されたものか。
- 事務局 区の積算単価を積み上げて、積算されたものである。
区としては、あくまでも、この設計業務を適正に履行するのに必要な経費を積み上げ、予定価格を設定している。
業者によっては、社員を抱えており、このタイミング、この金額で仕事を取るという、企業戦略が働いたものと推察している。
- 委員A 過去にも受注しているとのことだが、いつも低落札率であったか。
- 事務局 今回ほど低い落札率ではなかった。
- 委員A それは、かなり企業戦略的な要素があって、この時期に仕事を取りたいとの、何らかの企業独自の事情があったものと考えられるしかないのだろう。後は、低入札であるので、成果物の内容チェックは慎重に行っていただきたい。

【物品・賃借借上・単価契約案件の主な質疑等（一括説明・個別審議）】

【物品 NO.1116 小型プレス車の買入れ】（指名競争入札）

- 委員A 本件も落札率が高いが、他者も同様な金額で入札しているところを見ると、予定価格が妥当な金額ということか。
- 事務局 本件車両は、ごみ収集車であり、特殊な架装が必要となっている。この架装の仕様は、特別区で共通とされ、細部に渡り定められた内容となっているため、なかなか金額を下げる要素が少ない案件であると推察される。
- 委員A そうだとしても、ごみ収集車はこの自治体でも必要なものであり、全体的な製造台数は、かなりの数量になると思われる。であれば、もう少し競争原理が働いても良いのではと思う。この車両は、更新の時期はどの程度なのか。
- 事務局 6年で買い替えを行っている状況である。毎年数台ずつ買い替えを行っており、単価についても、ほぼ同程度で推移している。
- 委員C 車種については、日野とトヨタとなっており、2種類のうち1種類を選択し納車することとなっているが、入札の段階で、結構分かれるものなのか。
- 事務局 実際の車種について、落札後確認をするため、入札の段階では把握していない。
- 委員C 両車種とも系列が同じであるため、単価的には変わらないのかもしれない。参考に6年経過したものは、どのように処分されるのか。
- 事務局 まだ使用できるものについては、活用することもあるが、基本的には売却することとしている。

委員A 6年サイクルで買い替えということだが、落札する業者は入れ替わるものか。

事務局 近年では、この落札者が、結果的に受注している案件が続いている。

委員A 架装の内容は、東京二十三区清掃協議会で定めているとのことだが、これはどのような団体なのか。

事務局 清掃事業については、平成12年に東京都から各区に移管された経緯がある。その際に、23区統一の基準、統一のレベルを保つという意味から同協議会を設置し、23区のごみ全体の問題を協議する会議体である。その会議体が主導で、架装の仕様を決めているという状況である。

委員A 特殊な仕様であって、積み上げた価格が、一定の価格帯になりがちということは考えられるが、特定の業者で、同様の価格での受注が続いているとなれば、価格操作や割り振りをしているのではないかとの疑念を持たれかねない。この資料だけでは、事実関係は分からないので、今後とも注視していく必要があると思われる。

事務局 補足ではあるが、本件は、より競争性が担保される一般競争入札で一度公募を行ったが、応募者が必要数に満たなかったため、中止のうえ指名競争入札に切り替えて実施したものである。一般競争入札で応募が少なかったということで、公表されている予定価格では、かなり厳しく、業者としてはメリットが少なかったのではと推察している。しかし、委員からの指摘もあったため、今後とも注視してまいりたい。

【賃借 NO. 1916 街路灯用LED照明の借上げ その2（債務負担行為）】

（制限付一般競争入札）

委員A 本件は、借上げになるものなのか。

事務局 契約形態としては、保守込みのリース契約となっており、故障時には修繕を行い、良好な状態を維持することとした賃貸借契約である。

委員B 街路灯自体は、区が所有し、LED照明部分を借上げということか。

事務局 そのとおりである。

委員A 本件は、低落札率となっている。また、金額も各者開きがあり、2倍以上のものもある。これは、LEDの価格差によるものか。

事務局 区においても、非常に低落札率であったことから、当該業者に積算内訳等の説明及び履行確保の確認を行うため、ヒアリングを実施している。

低価格での応札の理由としては、LED照明の本体価格については、メーカーと交渉した結果、低価格で仕入れることが出来た。また、設置工事及び10年間の維持管理についても、関係業者に見積もらせた結果、低価格で出来ることが確認出来たため、この金額で入札した旨報告を受けている。

委員A LED照明のメーカーは、指定されているのか。

- 事務局 仕様書に街路灯の採用実績があるメーカーを、指定している。また、設置工事及び維持管理についても、区内の状況を把握した区内業者を活用することとしている。
- 委員C LED照明自体の価格は、下がってきているようだ。工事については、灯具本体をまるごと交換するのか。また、交換後10年間も保つのか。
- 事務局 恐らく、本体まるごとの交換になると思われる。また、LED照明の耐用年数については、10年は保つものであるが、故障した場合においても、交換し、10年間機能を維持する仕様となっている。
- 委員A 故障した物品の費用負担は、受注者の負担ということか。
- 事務局 そのとおりである。
- 委員A LED照明は、商品にムラがあり、後々コスト増に繋がることがあると聞いている。それが、貸主側のリスク負担で行うのであれば、いい加減な商品は入らないので、大丈夫であろう。
- 委員B 特に、水に弱いと言われている。それにしても、予定価格の3分の1以下であり、低入札調査制度の対象としていないのは大丈夫なのか、少し気掛かりである。
- 事務局 賃貸借や物品購入などの契約において、低入札調査制度や最低制限価格を設けるのは、制度的に難しいと考えている。ただし、本件については、物品のリースのほか、設置工事や維持管理の部分が含まれており、雑な工事をされても困るため、前述のとおり、業者にはヒアリングを実施したうえで、法令遵守並びに良質な履行の確保を記載した誓約書を徴している。
- 今回、委員からのご指摘のとおり、予定価格と落札金額とで、金額的に非常に大きな乖離が生じている。本件については、件名で分かるように、2回目の借上げとなっている。1回目は、数年前となるが、その際には、プロポーザルによる提案方式で業者選定を行ったところである。今回については、前回のプロポーザルにより、仕様内容が固まったことから、競争入札で実施したところであるが、今回の結果を踏まえ、今後どのような形態での契約が望ましいのか、改めて工事主管課とも検討をして参りたいと考えている。
- 委員A きちんとした物が設置されて、機能するのであれば問題はないが、リース契約であるので、問題となるのは、実際にリース会社が手配するLED機器と、その設置・維持管理の仕様内容である。メーカーや設置・維持管理業者がしっかりしたところであれば良いが、その要件等は仕様書に明記されているのか。
- 事務局 そのとおりである。前述のとおり、仕様書に街路灯の採用実績があるメーカーを指定しており、設置工事及び維持管理についても、当区の街路灯修繕を請け負った実績のある区内業者を活用するよう明記している。また、

契約後に、どこのメーカーのものか、また、どこの業者が設置・維持管理を行うのかは確認している。

委員A リース会社も大手であるので、責任もって履行すると思うが、10年間と期間が長いため、きちんと管理していく必要があるだろう。しかし、この安さがどこから来るのか、良く分からないのが若干気になるところだ。

[単契 NO. 0155 公園・児童遊園便所清掃西Bブロック (単価契約)]

(指名競争入札)

委員A 本件の受注者は、全部で26件落札し、落札金額の合計が2億7400万円に及んでいる。そして、落札率がいずれも高い。どうしてこのような結果になるのか。毎回話題になるが、清掃関係や造園関係の業務で、このような傾向が目立っている。同一業者がいくつも高落札率で落札しており、何かそこに、調整的な行為が行われていたりする危険性はないのか懸念を感じる。その点は、契約サイドとして、どのような認識を持っているのか。

事務局 確かに、本件の受注者は、多くの案件を受注しており、区内でも清掃関係の業者の中では、大きな会社の一つと認識している。履行状況についても、決して悪いという報告は受けてはおらず、しっかり履行している業者である。

清掃関係については、以前にも本委員会において、色々ご指摘を頂いているところである。清掃においては、業務内容に係る経費のほとんどが人件費である。予算計上においても、財政難の折、なかなか前回落札金額を上回る予算措置がされることは少ない。毎年毎年これを繰り返すことにより、契約金額もかなり絞り込まれてきており、落札金額も高止まり傾向になったのではないかと考えている。また、そのような状況では、業務内容を熟知した従業員を抱えている現受託業者が有利で、同一業者の長期間に渡る受注が見受けられるのではと推察している。

この清掃や造園関係の業務については、なかなか、こうすれば良いという方策がない状況ではあるが、今後とも担当主管課と協議を重ねて、適正な入札方法を検討してまいりたいと考えている。

委員A 他の業者も、数多く受注していて、落札率も同様に高いということもあるかもしれないので、一概に決めつけることはできないが、今回この受注者が非常に目立っており、受注金額も高額となっていることから、健全な競争が行われたのかどうかについて、懸念を抱くということだ。

委員B 前年度の契約金額が、翌年度の予算額や予定価格になる仕組みが、分かってしまうと、下げるというインセンティブが全く働かなくなってしまう。下げない方が良いということになるので、考え方を考えてみるのも一つの方策である。

委員A 経費がほとんど人件費ということであれば、業務自体は適切に履行されているのは良いと思うが、特定の業者が、高落札率で何件も落札しているのが固定したり、あるいは定期的に回ったりしてくると、チェックする必要があるのではないかと思う。

[単契 NO. 0378 葛飾区障害者福祉センター送迎バス借り上げ（単価契約）]

（指名競争入札）

委員A 落札率が100%となっており、落札者以外は辞退と入札不参となっている。

委員B ドライバー不足が全国的な問題となっている。また、貸し切りバスやツアーバスの事故があつて、制度が厳しくなった背景が影響しているのではないか。しかし、競争性が厳しいとは聞いているが、これほど金額が下がらず、辞退ばかりというほどではないと思う。この予定価格はどのように積算しているのか。

事務局 本件は、実績業者からの見積書がベースとなっている。

委員B 見積書の場合は、多めに積算するので、このような結果になるのは、不思議だ。

事務局 委員からの話のとおり、バスの借上げについては、国でも色々な見直しをしており、業者についても厳しい状況であると聞き及んでいる。今回の辞退理由であるが、人手不足、指定車両の調達が困難というのが多かった。

本件の車両は、障害者が利用するもので、特殊なリフト付きのバスが含まれている。この車両を保有している業者が少ない。あるいは、持っていたとしても、既に他の業務に使用されている状況で、なかなか専属としてバスの台数を確保するのは困難であるとの理由から辞退が多くなったということは確認している。

委員B 今の説明だけを聞くと、入札に馴染む案件なのか、気になるところである。あとは、このような車両のリース市場もあるので、やり方だと思う。業者で幾らでも手配が出来る気がするが、車両を保有していなければ駄目なのか。リースでは駄目か。

事務局 車両を保有している必要はなく、手配出来れば良い仕様だと思われる。

委員A 履行期間は、1年間となっているが、毎年入札を行っているのか。だとすると短いような気がするが、1年間とした理由は何か。

事務局 月によって運行回数が異なっていることや、定期送迎コースの他に、必要に応じ所外指導コースの運行があることから、複数年での契約が馴染まないということで、単年度契約をしていると聞いている。

委員B 昨年も同じ業者が受注しているのか。

事務局 そのとおりである。

- 委員B だとすると、単年度には馴染まないのでは、複数年度を考えるべきではないかと思う。
- 事務局 単価契約であるため、数量が確定しないことから単年度で実施しているものと思われる。仕様内容がある程度固まっているのであれば、複数年の余地はあるだろう。
- 委員A 多少の仕様の変動はあるかもしれないが、基本的には、障害者福祉センターからどこまでといった、固定した部分が大半を占めるとと思われる。だとすると、業務の性質から単年度が馴染むのか。また、特殊な車両という事で、運転士に一定の資格が必要で、その人を常時確保しなければならないことが、ウエートの高いのではないかと思う。その点は、発注者側も考慮すべきである。非常に重要性の高い業務であることから、安かろう悪かろうということでは困るわけで、一定の信頼性における仕事を提供する業者を選定しなければならない。それに相応しい、入札方式を採るべきではないか。これだけ辞退が多くなると、価格面だけではなく、仕事自体に魅力がなく、身が薄くなり過ぎているからこのような状況になっているのではとの懸念を感じる。複数年度の契約を検討してみても如何か。
- 事務局 主管課に伝え、複数年度の契約が可能か検討することとしたい。

【長期継続契約（委託）・特命随意契約の主な質疑等（一括説明・個別質疑）】

〔長期（委託）NO.57 郵便業務等業務委託〕（指名競争入札）

- 委員B この契約は、先程のバス借り上げとは逆に、なぜ長期継続契約なのか。
- 事務局 長期継続契約ができる契約は、条例で定めており、電子機器等の借入れ、庁舎その他の区の施設の保守に係る契約、その他の翌年度以降にわたり、経常的かつ継続的に役務の提供を受ける必要があると認められる契約のうち規則で定めるものと規定されている。本件については、経常的かつ継続的に役務の提供を受ける必要がある業務と判断して、長期継続契約としたものである。
- 委員C この業務は、何人で行うのか。
- 事務局 委託業務であるので、仕様書上で人数は指定していない。この業務量に見合う人数を適切に配置するということになる。現在実際に配置されているのは、4から5人で対応していたと思われる。
- 委員C 実人員で4から5人であれば、2年半でこの金額は、随分安いと思うが。従事している方の年齢層は分かるか。
- 事務局 そこまでは、把握していない。
- 委員A この業務は、いつ頃から委託しているのか。
- 事務局 かなり以前から委託していたと思われる。
- 委員A どういう理由で作業を委託しているのか。業務の効率化であるとか。予

算の軽減であるとか。その動機付けが分からない。

事務局 郵便業務については、一日約 1,000 通の郵便物が到着しており、一時に大量の処理を行う必要があり、職員で仕分けするよりは、外部に発注した方が効率的であると判断したものと思う。また、区政情報コーナーの業務量についても、一日の利用者が数人程度ということで、職員を常駐させるよりは、外部に業務委託をした方が効率的であると考えている。

委員 C 他区においても、同様に委託しているのか。

事務局 詳細は、把握していないが、民間で出来る物は民間でというスタンスは、恐らく他区も同様であろうと思う。

委員 A 契約金額についてはともかく、この契約の必要性であるとか、先程話があった契約期間の問題については、もう少し今後検討すべきかなと思う。

〔長期（委託）NO. 394 葛飾区立松上小学校給食調理業務委託（長期継続契約）〕

（特命随意契約）

委員 A 給食調理業務は、複数の業者が受注しているようだが、選定基準はどのようなものか。また、この業務は、従前からの業者が継続して受注しているのか。

事務局 既に業務委託を行っていたものについては、これまで受注していた業者が強いという部分もあるが、プロポーザル方式により、しっかり期間を定めて選定委員会を開催しており、その選定委員会の結果により業者が変わることもある。また、今年度プロポーザルを行う事案については、一つひとつの学校単位で業務を委託するのではなく、近所の学校をグルーピングして、委託契約を出来ないか、主管課の学務課において検討をしているところである。

委員 A その方が、業務が効率的に遂行出来るということか。

事務局 そのとおりである。プロポーザルの評価基準であるが、会社の経営状況、学校給食に対する考え方、サービス向上の提案、業務の実施体制、衛生管理、危機管理、教育・研修体制などを点数化し、選定委員会で評価のうえ、業者を選定したものである。

〔特命 NO. 00997 資源回収業務委託（3）〕

（特命随意契約）

委員 A 以前にも議論した事案であるが、本件の受注者は、全部で 3 件の随意契約を受注し、合計が 9 億円を越すような金額となっている。選定理由においては、合理的な内容とはなっているが、それが、あまりにも長期に渡って継続している状況は如何なものだろうか。これは、協同組合に仕事を一括発注して、その中で、個別具体的に、各組合員に分配されているということか。また、その具体的な業務の内容は、把握しているのか。

- 事務局 そのとおりである。具体的な業務の内容は、主管課において把握している。
- 委員A 組合は、窓口的な役割を果たしているということか。
- 事務局 契約の相手先としては、組合となるが、実際の業務については、組合に加入している個別の業者が責任を持って履行しているところである。
- 委員A これまで、組合の運営状況で問題となった事例はあるのか。
- 事務局 本件において、具体的に問題が生じたということはないが、その他の回収業務において、使用する運搬車両で、業務履行上の交通事故の報告がされたことはある。その際には、指名停止基準に従って、契約相手の組合と事故の当事者である事業者の両方を、指名停止する扱いにしている。
- 委員C 本件は、資源ごみの回収だが、通常の燃やすごみやプラごみなど、それぞれ受注者が異なっているのか。
- 事務局 通常の可燃ごみや不燃ごみの廃棄物運搬請負については、東京二十三区清掃協議会での契約となっている。当区で契約しているのは、資源回収業務委託（１）・（２）・（３）、し尿収集業務委託、粗大ごみ収集等業務委託、その他の廃棄物運搬請負などを、別々に契約している。なお、し尿収集業務委託と粗大ごみ収集等業務委託については、本件の受注者と契約している状況である。
- 委員B 契約相手の選定理由にある東京高裁の判例とは、どのようなものか。
- 事務局 平成16年に東京高裁で、「必ずしも、経済的有利性だけから、契約の相手方を選定すると、経常的、安定的な業務の遂行が確実ではない。」とする趣旨の判決があったものである。
- 委員B それは、本件のように、随意契約による契約方式でも問題がないという判決なのか。
- 事務局 随意契約による契約方式でも、一定の住民利益の増進に繋がると言い得るとの判決であったと聞いている。
- 委員A 一般論としては、そのような議論が、いろいろな観点から有り得るかなと思われるが、ある意味、どのような業務も、同じ側面を持っているので、この業務だけがこの問題を抱えているわけではないと思われる。やはり、金額の大きさが非常に目に付く。その後、実際に業務をしている組合員の事業者が、公平性を担保されて仕事が出来ているということであれば、それはそれで良いのであろうが、組合の加入要件はどうなっているのか。もう少し、手続きにおける公平性・透明性確保の問題を考えて頂きたいと常に思うところである。
- 事務局 このような意見を頂いたこと、主管課に強く伝えていきたい。

【特命 NO. 01958 生活困窮者自立支援業務委託】

(特命随意契約)

委員 A 本件の受注者は、他にも特命随意契約で、生活保護受給者就労支援事業業務委託や住居喪失被保護者等支援事業業務委託を受託しており、特定の事業者随意契約しているようだが、このような同様の業務の実績が非常に多いということか。

事務局 そのとおりである。

カ 苦情申し立てへの対応状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

【質 疑】

質疑なし。

キ 入札及び契約手続等に対する働きかけの状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

【質 疑】

質疑なし。

ク 葛飾区公共調達業務監理支援専門員による審査状況について

事務局より葛飾区公共調達業務監理支援専門員制度の概要及び審査状況について説明・報告を行った。※平成 28 年度（平成 28 年 9 月末現在） 28 件

【質 疑】

委員 A 今回は、設計金額が増えたとのことだが、設計関係で金額の増減があるのは、当然あっても然るべきことなのだろう。今後も機能としては、十分活用して行っていただきたい。今専門員は、何人で対応しているのか。

事務局 現在、建築、土木、設備をそれぞれ一人ずつ、3人に依頼している。

委員 B 専門員は、現場まで直接見に行っているのか。

事務局 基本的には、現場を確認してもらっている。

委員 A かなり具体的な指摘を頂いているようで、専門員にチェックしてもらえるのは、ある意味非常に心強いところである。

(4) その他

委員長 以上で予定された議事はすべて終了したが、その他事項で何かご意見等はあるか。それでは、本日の入札監視等委員会を終了とする。

以 上